

**来料加工するために中国国内で材料を購入した場合、増値税の仕入税額に該当するか？**

2011年07月04日

質問内容:

来料加工の製品を製造するために、中国国内で材料を購入した場合、その仕入れ費用に含まれている仕入税額は増値税の控除対象に該当しますか？

回答意見:

国家税務総局が発行する「出口货物退(免)管理办法」(国税发[1994]31号)の規定によると、来料加工で製造された製品を輸出する場合は増値税が免除され、税還付を行わない。上記規定と「増値税暂行条例」中の免税貨物に関する規定によると、来料加工の製品に使われる国内購入の補助材料については、税還付を行うこともなく、仕入税額として控除することも不能であり、製造原価として処理すべきである。

2011年07月04日

**増値税の留保税額と未納税額は相殺可能か？**

2011年07月11日

質問内容:

企業に増値税の未納税額があると同時に、本月は留保税額もある場合には、留保税額と未納税額は相殺可能ですか。もし相殺可能であれば、納税申告をどのように行えばよいのですか。

回答意見:

「国家税务总局关于増値税一般纳税人用进项留抵税额抵减増値税欠税问题的通知」(国税发[2004]112号)の規定によると、納税人の売上税額が仕入税額より少なくなることで発生する期末の留保税額については、増値税未納税額の相殺に充てるべきである。

納税人が留保税額で未納税額を相殺するために、国家税務総局は「増値税一般纳税人納税申报办法」(国税发[2003]53号)中の「増値税納税申报表」(主表)の関連記入欄について以下の調整を規定している。

1. 第13項の「上期留抵税額」欄に記入する数字は、納税人が直前の申告期において記入した「期末留抵税額」から、留保税額と未納税額の相殺額を差し引いた後の留保税額余額を記入すべきである。「上期留抵税額」欄に記入される余額数は「应交税金—应交増値税」の借方期首余額と一致すべきである。
2. 第25項の「期初未繳税額(多繳为負数)」欄に記入する数字は、納税人が直前の申告期において記入した「期末未繳税額(多繳为負数)」から、留保税額と未納税額の相殺額を差し引いた後の未納税額余額を記入すべきである。

2011年07月11日

当資料に掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。当資料は情報提供を目的に作成されており、その正確性を弊社及び情報提供元が保証するものではありません。また、掲載された内容は経済情勢等の変化により変更されることがあります。掲載情報は利用者の責任と判断でご利用いただき、個別の案件につきましては、各方面の専門家にご相談いただきますようお願い申し上げます。万一、利用者が当情報の利用に関して損害を被った場合、弊社及び情報提供元はその原因の如何に関わらず賠償の責を負いません。